

<理(美)容所の設備基準>

理(美)容所において講ずべき措置【理容師法第 12 条、美容師法第 13 条】

- 常に清潔に保つこと。
- 消毒設備を設けること。
- 採光、照明及び換気を充分にすること。

清潔保持の措置【理(美)容師法施行規則第 26 条】

- 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- 洗場は、流水装置とすること。
- ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

採光、照明及び換気の実施基準【理(美)容師法施行規則第 27 条】

- 採光及び照明：理(美)容師が理(美)容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。
- 換気：理(美)容所内の空気 1 リットル中の炭酸ガスの量を 5 cm³ 以下に保つこと。

理(美)容所の衛生上必要な措置【理(美)容師法施行条例第 2 条】

- 理(美)容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
- 理(美)容所は、待合設備を有すること。
- 理(美)容所は、作業及び衛生保持に支障を来さないよう 11.55 m² 以上(13.2 m² 以上)の面積を確保すること。
- 理(美)容所は、専ら洗髪のに供する洗い場を有すること。
- 洗い場は、陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。
- 排水は、適正に処理すること。
- 消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して格納できる適当なガラス張りケース又はこれに類する戸棚等を設けること。
- 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
- 理(美)容所で使用する水は、清浄なものであること。
- 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。

理容師法 (昭和 22 年 12 月 24 日法律第 234 号)
理容師法施行規則 (平成 10 年 1 月 27 日号外厚生省令第 4 号)
理容師法施行条例 (平成 12 年 3 月 24 日条例第 9 号)

美容師法 (昭和 32 年 6 月 3 日法律第 163 号)
美容師法施行規則 (平成 10 年 1 月 27 日号外厚生省令第 7 号)
美容師法施行条例 (平成 12 年 3 月 24 日条例第 10 号)